



クレマチス

ハンズ通信

編集発行

(株)ハンズホールディングス

〒860-0811
 熊本県熊本市中央区本荘
 6丁目8-7
 TEL. 096 (375) 4340
 FAX. 096 (375) 4341

◆ 5月の税務と労務

- 国 税 / 4月分源泉所得税の納付 5月10日
- 国 税 / 3月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 5月31日
- 国 税 / 9月決算法人の中間申告 5月31日
- 国 税 / 6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 5月31日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 5月31日
- 国 税 / 確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 5月31日
- 国 税 / 特別農業所得者の承認申請 5月15日

5月

(単月) MAY

1日・天皇の即位の日 2日・国民の休日 3日・憲法記念日
 4日・みどりの日 5日・こどもの日 6日・振替休日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	.

地方税 / 自動車税・鉾区税の納付

都道府県の条例で定める日

ワンポイント

すまい給付金 消費税率8%への引上げ時に住宅取得者の負担緩和のため創設された給付措置。収入により給付額が変わる仕組みとなっていて、消費税率8%では収入額の目安が510万円以下の人を対象に最大30万円が給付されていますが、10月からの税率10%への引上げ後は収入額の目安が775万円以下の人を対象に最大50万円に拡大されます。

中小企業の情報セキュリティ対策



1 中小企業の現状

中小企業では、大企業ほど充実した情報セキュリティ対策を行っているところは少ないかもしれない。しかしながら、情報対策を実施して対外的にアピールをすることで、大企業と同等の立場になり、企業としての価値を高めて売上を伸ばしている企業もあります。

その一方で、順調に売上を伸

ばしていききたいのに、情報セキュリティを疎かにしたために個人情報や機密情報が漏えいし、信用を落として売上が激減、あるいは高額な賠償金を支払わざるを得なくなつた企業も多く存在しています。それでは、なぜ、中小企業は情報セキュリティ対策を重要視しないのでしょうか？「大企業とは違って、当社みたいな中小企業なんて狙われることはないので心配ない」、「興味を抱かれる技術や機密情報なんて当社にはない」、「そんな予算は当社にはない」という甘い考えや費用が惜しいというところにあるとすれば、それは大変危険なこと。近年のサイバー攻撃は、中小企業をターゲットとしているケースが大変増加してきています。

とはいえ、予算や専門で配置する人材が不足しがちな中小企業が、大企業と同じような情報セキュリティ対策を導入することは非現実的です。では、まずは最低限何をすればよいのでしょうか。中小企業の情報セキュリティ対策を考えていく必要があります。

2 経営者の責任

現在の社会においては、情報に対しての価値や権利が非常に高まってきており、法的にも認められています。二〇〇五年に施行された個人情報保護法では、事業者に対して個人の権利利益の保護、安全管理措置及び委託先の管理監督が義務付けられており、これらに違反すると行政指導が行われ、場合によっては刑罰が科せられる可能性もあります。不法行為とみなされた場合には、使用者である行為者本人が損害賠償責任を負う他に、使用者である経営者側にも原則として損害賠償責任（使用者責任）が問われます。従業員が勝手にやっていることだからと責任転嫁をすることはできません。経営者が自社の情報セキュリティ対策について、明確な方向性や方針を示し自らが把握し実行していくことが非常に重要となります。

3 最近の情報セキュリティの脅威

独立行政法人情報処理推進機

構（IPA）は二〇一八年に発生した社会的に影響が大きかった「情報セキュリティ十大脅威二〇一九」を発表しました。その結果が以下の通りです。

- 一位 不正利用
 - 二位 クレジットカード情報の不正利用
 - 三位 フィッシングによる個人情報等の詐取
 - 四位 不正アプリによるスマートフォン利用者の被害
 - 五位 メールやSNSを使った脅迫・詐欺の手法による金銭要求
 - 六位 ネット上の誹謗・中傷・デマ
 - 七位 偽警告によるインターネット詐欺
 - 八位 インターネットバンキングの不正利用
 - 九位 インターネットサービスへの不正ログイン
 - 十位 ランサムウェアによる被害
- IoT機器の不適切な管理
となつていきます。
法人では、
一位 標的型攻撃による被害

- 二位 ビジネスメール詐欺による被害
 - 三位 ランサムウェアによる被害
 - 四位 サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃の高まり
 - 五位 内部不正による情報漏えい
 - 六位 サービス妨害攻撃によるサービスの停止
 - 七位 インターネットサービスからの個人情報窃取
 - 八位 IOT機器の脆弱性の顕在化
 - 九位 脆弱性対策情報の公開に伴う悪用増加
 - 十位 不注意による情報漏えいとなっています。
- いづれを見ても、個人にとっても経営者にとっても、いつ起こってもおかしくない身近な脅威であることがわかります。

4 経営者が認識すべきこと

経済産業省では、IPAとともに、ITに関するシステムやサービス等を供給する企業及び経営戦略上ITの活用が不可欠である企業の経営者を対象に、経営者のリーダーシップの

下で、サイバーセキュリティ対策を推進するため、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」を策定しています。サイバー攻撃から企業を守る観点で、経営者が認識する必要のある「三原則」、及び経営者が情報セキュリティ対策を実施する上での責任者となる者が指示すべき「重要十項目」をまとめています。これらの事項について、自ら実践したり、実際に情報資産や情報システムなどの管理を实践する管理者に対して指示し管理することが非常に重要となります。

★三原則

- ① 経営者は、サイバーセキュリティリスクを認識し、リーダーシップによって対策を進めることが必要（経営者はリーダーシップをとってサイバー攻撃のリスクと企業への影響を考慮したサイバーセキュリティ対策を推進するとともに、企業の成長のためのセキュリティ投資を実施すべきである。）
- ② 自社は勿論のこと、ビジネス

パートナーや委託先も含めたサプライチェーンに対するセキュリティ対策が必要（自社のサイバーセキュリティ対策にとどまらず、サプライチェーンのビジネスパートナーや委託先も含めた総合的なサイバーセキュリティ対策を実施すべきである。）

③ 平時及び緊急時のいづれに

おいても、サイバーセキュリティリスクや対策に係る情報開示など、関係者との適切なコミュニケーションが必要（平時からステークホルダー（顧客や株主など）を含めた関係者にサイバーセキュリティ対策に関する情報開示を行うことなどで信頼関係を醸成し、インシデント発生時にもコミュニケーションが円滑に進むよう備えるべきである。）

★重要十項目

- ① サイバーセキュリティリス
- 経営者は、サイバーセキュリティ対策を実施する上での責任者となる担当幹部に対して、以下の重要十項目を指示すべきである。

- ① サイバーセキュリティリス
 - ② サイバーセキュリティリスク管理体制の構築
 - ③ サイバーセキュリティ対策のための資源（予算、人材等）確保
 - ④ サイバーセキュリティリスクの把握とリスク対応に関する計画の策定
 - ⑤ サイバーセキュリティリスクに対応するための仕組みの構築
 - ⑥ サイバーセキュリティ対策におけるPDCAサイクルの実施
 - ⑦ インシデント発生時の緊急対応体制の整備
 - ⑧ インシデントによる被害に備えた復旧体制の整備
 - ⑨ ビジネスパートナーや委託先等を含めたサプライチェーン全体の対策及び状況把握
 - ⑩ 情報共有活動への参加を通じた攻撃情報の入手とその有効活用及び提供
- ※ 経済産業省「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」より引用

資本的支出 と 修繕費

建物や機械などを修理・修繕した場合に、これについて資本的支出とするか修繕費とするかは、実務上判定が難しいところです。

そこで以下、両者の相違点を整理してみます。

1 資本的支出とは

「固定資産の修理・改良等のために支出した金額のうち、その固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すと認められる部分に対応する金額」が資本的支出となります。

例えば、表1に掲げるような金額は、原則として資本的支出となります。

2 修繕費とは

これに対し修繕費は、「固定資産の修理・改良等のために支出

した金額のうちその固定資産の通常の維持・管理のため、又は災害等により損じた固定資産につきその原状を回復するため要したと認められる部分の金額」と定義されています。修繕費の例としては、表2のようになります。

表1 資本的支出の例

- (1) 建物の避難階段の取付等物理的に付加した部分に係る費用の額
- (2) 用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した費用の額
- (3) 機械の部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した費用の額のうち通常取替えの場合にその取替えに要すると認められる費用の額を超える部分の金額
- (4) ソフトウェアのプログラム修正等を行った場合において、その修正等が新たな機能の追加、機能の向上等に該当するときはその修正等に要した額

表2 修繕費の例

- (1) 建物の移えい又は解体移築をした場合(移えい又は解体移築を予定して取得した建物についてした場合を除きます。)におけるその移えい又は移築に要した費用の額
ただし、解体移築にあつては、旧資材の70%以上がその性質上再使用できる場合であつて、その旧資材をそのまま利用して従前の建物と同一の規模及び構造の建物を再建築するものに限りま
- (2) 機械装置の移設(集中生産を行う等のための機械装置の移設費を除きます。)に要した移設費、解体費の額
- (3) 地盤沈下した土地を沈下前の状態に回復するために行う地盛りに行うに要した費用の額
ただし、次に掲げる場合のその地盛りに要した費用の額を除きます。
イ 土地の取得後直ちに地盛りを行った場合
ロ 土地の利用目的の変更その他土地の効用を著しく増加するための地盛りを行った場合
ハ 地盤沈下により評価損を計上した土地について地盛りを行った場合
- (4) 建物、機械装置等が地盤沈下により海水等の浸害を受けることとなったために行う床上げ、地上げ又は移設に要した費用の額
ただし、その床上工事等が従来の床面の構造、材質等を改良するものである等明らかに改良工事であると認められる場合のその改良部分に対応する金額を除きます。
- (5) 現に使用している土地の水はけを良くする等のために行う砂利、碎石等の敷設に要した費用の額及び砂利道又は砂利路面に砂利、碎石等を補充するために要した費用の額
- (6) ソフトウェアのプログラム修正等を行った場合において、その修正等が機能上の障害の除去、現状の効用の維持等に該当するときはその修正等に要した額

3 二〇万円未満等は修繕費

税務では納税者の便宜と重要な観点から、少額又は周期の短い費用については、特例を設けています。

これは、一の計画に基づき同一の固定資産について行う修理・

改良等が次の①又は②のいずれかに当てはまる場合には、その費用については資本的支出と修繕費の判断を行わずに、全額を修繕費として、一時の損金とすることができるとの特例です。

① 一の修理・改良等のために要した費用の額(一の修理・



4 形式基準による判定

1から3の判定で区分ができ

改良等が二事業年度以上にわたって行われるときには、各事業年度ごとに要した金額が二〇万円未満の場合
 ② その修理・改良等がおおむね三年以内の期間を周期として行われることが既往の実績その他の事情からみて明らか
 な場合
 この取扱いは、他に優先するため、資本的支出の例示に該当するものであっても①又は②のいずれかの条件に当てはまれば修繕費として処理することができます。

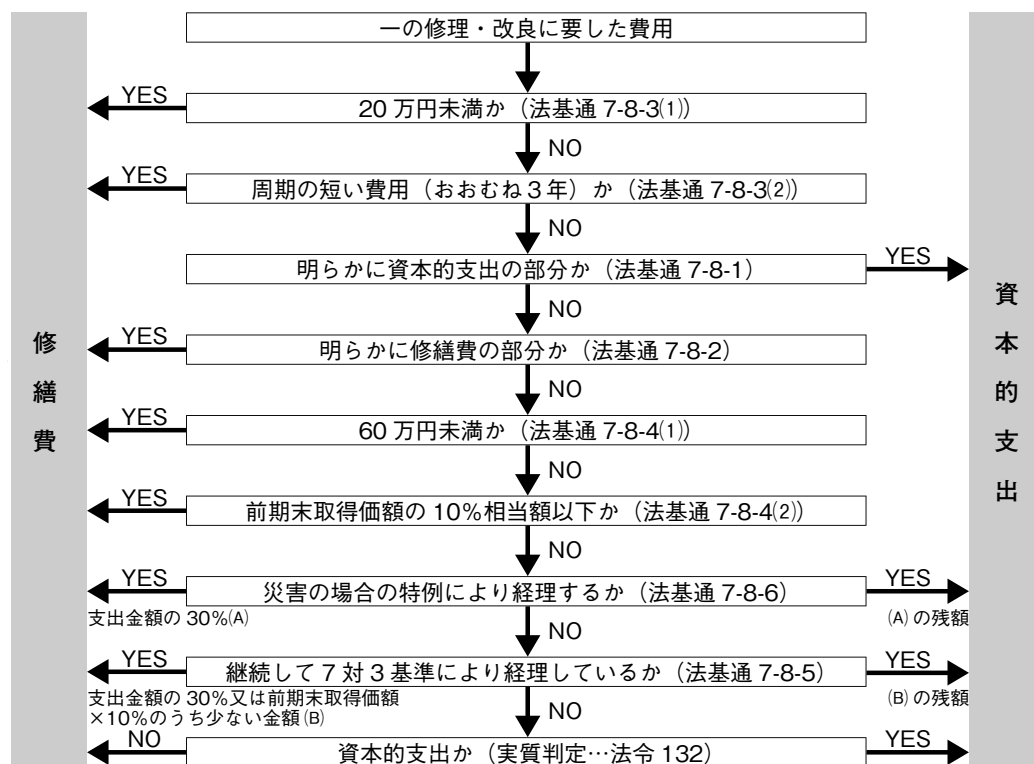
なかつたものについて、次の①又は②のいずれかに当てはまる場合には、その金額を修繕費として処理することができます。
 ① その金額が六〇万円未満の場合
 ② その金額が修理・改良等に係る固定資産の前期末における取得価額のおおむね一〇%以下である場合

5 判定基準
 これらの判定基準をまとめると表3のようなフローチャートになります。
 なお、費用区分が明らかでない場合の特例として、次のものがあります。

① 資本的支出と修繕費の区分の特例
 継続適用を条件に、資本的支出か修繕費かが明らかでない金額を一定の割合で振り分ける方法
 ② 災害の場合の区分の特例
 災害ででき損じた固定資産の修理費等で資本的支出か修繕費かが明らかでないものについて、三〇%を修繕費、残額を資本的支出とする方法

表3 資本的支出か修繕費かの判定

※法基通=法人税基本通達 法令=法人税法施行令





今年四月より、労働基準法に基づくフレックスタイム制が改正施行され、より柔軟性の高い制度へと改められました。

これは、子育てや介護、自己啓発など様々な生活上のニーズと仕事との調和を図りつつ、効率的な働き方を一層可能にするために、働き方改革の一環として見直されたものです。

今回は、制度概要と改正のポイント等をご説明します。

一 概要と実施要件

(一) 制度概要

フレックスタイム制は、一定の期間(「清算期間」といいます)についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることのできる制度です。

(二) 就業規則等の定め

就業規則(労働者数が十人未満であって、就業規則の作成義務がない事業場は、就業規則に準ずるもの)に、「始業および終業時刻を労働者の決定に委ねる」ことを定めます。

就業規則および次に触れる労働協定の記載例は、厚生労働省のホームページ等に公開されています。

(三) 労使協定の締結

労使間で、次の事項を定めた協定を締結します。

① 対象となる労働者の範囲

労使で十分話し合い、対象となる労働者の範囲を協定書にて明確にします。

全従業員、各人ごと、グループごとなど様々な範囲を設定することができま

② 清算期間(改正)

労働者が労働すべき時間を定める期間のことです。

これまでの上限は一か月でしたが、改正により上限は三か月とされました。

清算期間を定めるに当たっては、その長さに加えて、清算期

間の起算日を定めます。

この改正による効果の一例を挙げると、従来であれば、次の「③ 清算期間における総労働時間」に満たない月は、欠勤等として扱われ賃金が減額されて

いましたが、改正により三か月内で労働時間を調整することができるようになりました。したがって、労働時間の総枠に足りない分を他の月に多く働いた分と相殺し、欠勤控除を回避することも可能となりました。

③ 清算期間における総労働時間(清算期間における所定労働時間)(改正)

清算期間における総労働時間とは、労働者が清算期間において労働すべき時間として定められた時間をいいます。

清算期間における総労働時間を定めるに当たっては、次の算式で求めた法定労働時間の総枠の範囲内としなければなりません。

二週間の法定労働時間(四〇時間)×清算期間の暦日数÷七日
算出例を挙げると、暦日数三十日の月は一七・四時間、上限三か月の制度を導入し、この

三か月の暦日数が九十一日の場合は、五二・〇時間となります。

この総枠の範囲を超えるときは割増賃金の支払いが必要ですが、また、改正により清算期間が一か月を超える制度を導入する

ときは、「一か月ごとの労働時間が、週平均五〇時間を超えないこと」も要件として加えられ、超えた時間については割増賃金の支払いをすることとなります。「週平均五〇時間超」となる時間は次の算式により求めます。「五〇時間×各月の暦日数÷七日」

算出例を挙げると、暦日数三十日の月は二一・四時間、暦日数三十一日の月は二二・四時間となります。

※割増賃金算出の手順

「三か月」を清算期間とする制度を導入したときは、

〈手順一〉 各月ごとに、週平均五〇時間を超えた時間を算出し、その時間に対する割増賃金を支払います。

〈手順二〉 清算期間終了後に、法定労働時間の総枠(例えば、三か月の暦日数が九十一日の場合は、五二・〇時間)を

超えて労働した時間を時間外労働として算出し割増賃金を支払います。ただし、手順一で既に時間外労働の対象として割増賃金を支払った時間があるときは、その分を除いて割増賃金額を計算します。

④ 標準となる一日の労働時間フレックスタイム制の対象労働者が、年次有給休暇を取得したときに何時間労働したものと扱いかを「標準となる一日の労働時間」としてあらかじめ定めます。

清算期間における総労働時間を、期間中の所定労働日数で割った時間を基準として定めます。

⑤ コアタイム（任意）

コアタイムは、一日のうちで必ず働かなければならない時間帯として定めることができるものです。

必ず設けなければならないものはありませんが、設ける場合には、その時間帯の開始・終了の時刻を協定で定める必要があります。

例えば、会議や顧客からの問い合わせ対応その他の業務

により、「午前十時から午後三時の間は勤務してもらう必要がある」ようなときにはコアタイムを定めます。

コアタイムの時間帯は、労使協定で自由に定めることができ、例えば、コアタイムを設ける日と設けない日がある、日によって時間帯が異なるといった運用も可能です。

⑥ フレキシブルタイム（任意）

フレキシブルタイムは、労働者が自らの選択によって労働時間を決定することができ、時間帯のことです。

フレキシブルタイムも必ず設けなければならないものはありませんが、設ける場合には、その時間帯の開始・終了の時刻を協定で定める必要があります。

例えば、「出勤・始業は午前七時から午前十時の間とし、終業・退勤は午後三時から午後八時までの間にしてもらいたい」といった運用をするときには、フレキシブルタイムとしてそれぞれの時間帯を定めます。

※ コアタイムとフレキシブル

タイムの長さには法令上の制限はありませんが、「コアタイムの時間が一日の労働時間とほぼ同程度になるような場合や、フレキシブルタイムの時間帯が極端に短い場合など、労働者が始業・終業時刻を自由に決定するという趣旨に反する場合には、フレックスタイム制とはいえなくなるため注意が必要」（厚生労働省）とされています。

（四）労使協定の届出（改正）

従来は労使協定を所轄労働基準監督署に届け出ることまでは義務づけられていませんでした。今年四月以降は、清算期間の長さによって届出の要・不要が異なります。

① 清算期間が一月以内のとき：届出不要（従来どおり）

② 清算期間が一月を超え、届出が必要。届出違反に対しては罰則（三〇万円以下の罰金）が定められています。

届出の際は、所定の労使協定届（様式第三号の三）に、社内で締結した労使協定の写しを添付して届け出をします。

労使協定届の所定様式は、厚生労働省のホームページからダウンロードをすることができます。

二 時間外労働の上限規制との関連

今年四月（中小企業は来年四月）より、時間外労働の上限規制[※]も始まりま

す。フレックスタイム制を導入する企業も、この上限規制は適用されるため、一の③（清算期間における総労働時間）で算出した法定労働時間の総枠を超える時間数は、時間外労働の上限規制の範囲内となるよう運用上は留意していく必要があります。

※ 時間外労働の上限規制
① 原則は、月四五時間以内、年三六〇時間以内とします。

② 臨時的な特別の事情がある場合は、年六回・年七二〇時間の範囲内で①の時間を超えることができます。ただし、時間外・休日労働の合計が単月一〇〇時間未満、二、六か月の一月あたりの平均八〇時間以内とする必要があります。

テニス4大大会

錦織圭選手や大坂なおみ選手らの活躍で日本でもますます注目されるようになった競技がテニスです。ゴルフなどと同じようにテニスにもグランドスラムと呼ばれる4大大会があり、テニスのトーナメントとして最大規模かつ最高権威の大会となっています。全豪オープン・全仏オープン・全英オープン(ウィンブルドン)・全米オープンがそれにあたります。この4大大会すべてで優勝することもまたグランドスラムと言います。さらに同じ年での制覇は年間グランドスラムと言います。

今年2019年にシングルスで年間グランドスラムを成し遂げる可能性のある選手は、1月の全豪で優勝したノバク・ジョコビッチ選手と大坂なおみ選手ということになります。

さらに4年に一度のオリンピックイヤーには、この年間グランドスラムに加えて

オリンピックでも優勝することを年間ゴールデンスラムと言います。歴代のテニス選手の中でこの偉業を成し遂げた唯一の人物が1999年に引退したシュティフィ・グラフ氏です。

テニスは同じ競技でも使われるコートの素材が様々あり、全豪、全米ではセメントやアスファルトに化学樹脂をコーティングしたハードコート、全仏では赤レンガ等の粉末からできたクレーコート、全英では天然芝のグラスコートが使用されています。これによりボールの弾み方や速度などが変わり、選手がいかにか様々なコートに適応し試合を進めるかも大きな見どころのひとつです。

今後の予定としては全仏オープンが5月26日、全英オープン(ウィンブルドン)が7月1日、全米オープンが8月26日に開幕します。

いくつかの旅行会社から観戦ツアーも組まれており、テニス熱の高まりと共に今後日本からの観戦客も増えることでしょう。

スーツのお手入れ

お気に入りのスーツは少しでも長く着続けたいものです。毎日できる簡単なお手入れをご紹介します。

〈1日着たら翌日は休ませ、ポケットは空にする〉

湿気によるダメージ、連続着用等による型崩れを防ぎます。

〈ブラッシングをする〉

汚れやすい首・襟・肩・袖・裾・ポケット周りなどは特に丁寧にブラシをかけましょう。

〈しわを取る〉

霧吹きやアイロンのスチーマーを使い、その日の内にしわを取りましょう。

〈スーツ専用ハンガーに掛ける〉

湿気を取り厚みのある木製のハンガーに掛けて保管します。

スーツの受けるダメージを最小限にし、お気に入りのスーツをいつも美しい状態で着たいものです。

エアコンクリーニング

エアコンのクリーニングはいつ頃するのが良いでしょうか。五月になり、爽やかな過ごしやすい季節を迎えました。しかし六月には、じめじめした梅雨の季節となり、その後はまた暑い夏がやって来ます。

この時期になると多くの人がエアコンを使い始めるため、業者も繁忙期を迎えます。五月までは閑散期であるため、比較的希望の日に予約を入れやすいです。かびやほこりで汚れたエアコンは体に悪いだけでなく、稼働効率が下がるため電気代も高くなります。いざエアコンを使い始めたらかび臭い風が流れてきた、ということのないように、使用頻度の低いこの五月のうち、ぜひクリーニングをしておきましょう。